



オンライン資格確認等について

1. オンライン資格確認等システムで管理する 情報の保存期間

オンライン資格確認等システムで管理する情報の保存期間について

1 現状

- マイナンバーカードで本人確認を行うことにより、医療機関・薬局で、本人同意に基づき健康・医療情報を確認でき、より良い医療を受けることが可能。
- 健康・医療情報はオンライン資格確認等システムで管理されており、各情報ごとに保存期間が設定されている。
- 令和3年10月から収載が開始されている薬剤情報等については、令和6年10月以降、順次保存期間（3年）が終了する。

2 対応（案）

- オンライン資格確認等システムで管理する情報（資格情報以外）の保存期間については、利用ニーズ、コスト、各種文書の法令上の保存期間等を考慮して、5年間としてはどうか。

※ 保存期間を超える情報については、本人がマイナポータル経由であらかじめ取得し、自ら保存・管理することができる。オンライン資格確認等システムで管理する情報の将来的な保存期間の在り方については、PHR（Personal Health Record）の動向も踏まえつつ検討していく。

	保存期間 (収載開始年月)	見直し後の保存期間
資格情報	資格喪失後10年間 (令和2年10月)	変更なし
医療費通知情報	3年間分 (令和3年11月)	5年間分
特定健診等情報	5年間 (令和3年1月)	変更なし
薬剤情報	3年間 (令和3年10月)	5年間
診療情報	3年間 (令和4年6月)	5年間

オンライン資格確認等システムで管理する情報の保存期間の考え方

	主な情報項目	保存期間 (収載開始年月)	見直し案	保存期間の考え方
資格情報	○ 加入者情報 (氏名、性別、生年月日、住所、被保険者番号等)	資格喪失後 10年間 (令和2年10月)	変更なし	【現状の考え方】 <ul style="list-style-type: none"> 民法上の債権に係る時効が10年であることから、保険者・医療機関の照会ニーズが想定されることを踏まえ、資格喪失後10年間に設定
医療費通知情報	○ 医療費の情報 (総額、保険者負担額、公費負担額、窓口負担相当額、診療年月、診療区分、診療実日数、医療機関等名称)	3年間分 (※1) (令和3年11月)	5年間分	【現状の考え方】 <ul style="list-style-type: none"> 医療費通知情報や医療費控除の利用ニーズを考慮し、また、薬剤情報と平仄をとり、3年間分に設定 【見直しの考え方】 <ul style="list-style-type: none"> ①確定申告は5年間行うことができること(※2)、②令和4年分確定申告から、e-Taxで確定申告を行う際、医療費控除に利用することができる1年間分の医療費通知情報をマイナポータル経由で取得し、確定申告書に自動入力することができるようになったことから、今後、医療費通知情報の利用ニーズがさらに高まる可能性があることを踏まえ、医療費通知情報の保存期間は5年間分に設定
特定健診等情報	○ 特定健診結果情報 (診察(既往歴等)、身体計測、血圧測定、血液検査等) ○ 質問票情報 (服薬・喫煙歴等) ○ メタボ基準、特定保健指導の対象基準の該当判定	5年間 (令和3年1月)	変更なし	【現状の考え方】 <ul style="list-style-type: none"> 特定健診等情報の保存期間(5年)を考慮して5年間に設定
薬剤情報	○ 薬剤情報 (医療機関等名称、調剤年月日、処方区分、使用区分、医薬品名、成分名、用法、用量、調剤数量)	3年間 (令和3年10月)	5年間	【現状の考え方】 <ul style="list-style-type: none"> 利用ニーズやコスト等を考慮して3年間に設定 【見直しの考え方】 <ul style="list-style-type: none"> 各種文書の法令上の保存期間(※3)を考慮して、5年間に設定
診療情報	○ 過去の受診歴情報 (医療機関名、受診歴) ○ 診療実績情報 (診療年月日、入外等区分、診療識別、診療行為名)	3年間 (令和4年6月)	5年間	

※1 3年間分の医療費通知情報が閲覧できるように、各年の1年間分(1月分から12月分まで)の情報はその3年後の2月9日まで保存されることとなっている。

※2 確定申告の義務がある場合は、納税義務が5年間は消滅しない。また、確定申告の必要がない方の還付申告は、還付申告をする年分の翌年1月1日から5年間行うことができる。

※3 診療録等は法令上5年間の保存規定がある。

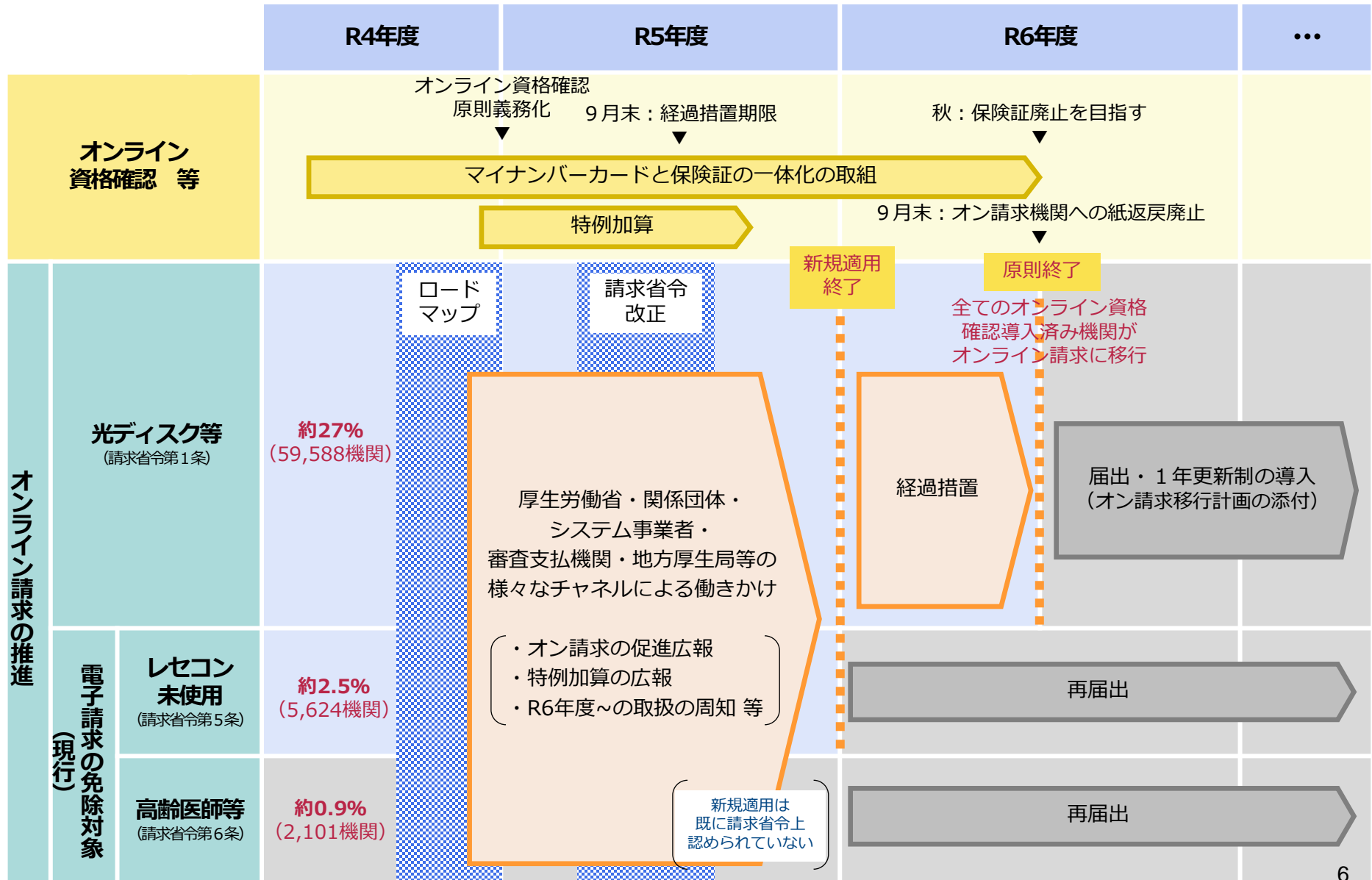
(参考) 各種文書の法令上の保存期間

	保存主体	保存期間	関係法令
特定健診等情報	保険者	5年	特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第10条
診療録	医療機関	5年	医師法第24条第2項 歯科医師法第23条第2項 保険医療機関及び保険医療養担当規則第9条
(参考) レセプト (診療報酬明細書)	保険者 ^{※1} (国保・広域連合)	5年	地方自治法第236条
(参考) 民法上の債権の 消滅時効	-	①権利を行使することができる ことを知った時から5年 ②権利を行使することができる 時から10年	民法第166条第1項

※1 健保組合は、各組合において、債権債務の時効等を踏まえた上で、理事会等の議決を経て、保存期間を決めることとしている。健保連が示す規程例では10年保存としている。

2. オンライン請求の推進に伴う対応

オンライン請求の割合を100%に近づけていくためのロードマップ



オンライン請求の推進に伴う所要の見直し（案）（オンライン資格確認関係）

- 保険医療機関・薬局におけるオンライン資格確認導入の原則義務化については、現在紙レセプトでの請求が認められているもの（※1）を例外としている。
(※1) 電子請求の義務化時点で65歳以上（77歳以上程度の医師等）・手書き請求
- レセプトの請求方法については、「オンライン請求の割合を100%に近づけていくためのロードマップ」に基づき、請求命令（昭和51年厚生省令第36号）の改正を行い、紙レセプトでの請求について、経過的な取扱いであることを明記し、令和6年4月以降も継続する場合には、改めての届出を求めることとしている。令和6年4月以降は、こうした届出を行った保険医療機関・薬局が「紙レセプトでの請求が認められているもの」となる。
- 保険医療機関・薬局におけるオンライン資格確認導入の原則義務化の例外の対象についても同様とする（※2）。
(※2) 引き続き、「紙レセプトでの請求が認められているもの」が原則義務化の例外となる。

（参考）第164回社会保障審議会医療保険部会（令和5年3月23日）資料1（抜粋）

オンライン請求の割合を100%に近づけていくための基本的考え方

3. 紙レセプト請求機関は、あくまで経過的な取扱いであることを明確化した上で、新規適用を終了する。
 - レセコン未使用の場合の新規適用を令和6年4月から終了する。（※高齢医師等については既に新規適用なし）
 - 令和6年4月以降も紙レセプト請求を続ける機関は、改めて当初の要件を満たしている旨の届出を提出する。

3

3. オンライン資格確認における登録データの 正確性の確保

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

課題とこれまでの取組

- 保険者による保険資格データとマイナンバーの紐付け作業は平成29年から開始されたが、オンライン資格確認の本格運用前(令和3年8月)の段階でも、**保険資格データが未登録となっている加入者が協会けんぽで約92万人存在。**
- こうした未登録者が生じる主な要因は、以下の3つ。
 - ① **資格取得時にマイナンバーの提出がなく、届出情報(漢字・カナ氏名、生年月日、性別、住所)も住民基本台帳情報と一致しないため、保険者においてJ-LIS照会を行っても、マイナンバーが取得できない場合**
 - ② **就職・転職による健康保険の資格取得時において、保険者でのデータ登録の手続き中の場合**
 - ③ **海外駐在員などの海外在住者や、入国直後でマイナンバーがそもそも付番されていない場合**
- 上記の未登録者のうち、①の**カテゴリーの解消に向け**、保険者において、事業主に対し、マイナンバーの提出を重ねて求める等の取組みを行うとともに、新規の未登録者の発生を防ぐため、本年6月には、
 - ・ 新たな資格取得の届出について、被保険者の個人番号等の記載義務を法令上明確化
 - ・ やむを得ず保険者がJ-LIS照会して加入者の個人番号を取得する場合には、漢字・カナ氏名、生年月日、性別、住所により照会を行うことを明確化したところ。
- その結果、**本年8月段階で、協会けんぽでは本年6月の登録事務の強化前からの未登録者が約33万人(改正後の約3万人と合わせて計約36万人)まで減少。**
⇒ 被用者保険及び国保組合の全保険者では、登録強化前からの未登録者が約**5864**万人(加入者全体の**0.70**~~0.8~~%) (改正後の約13万人と合わせて計約**7177**万人)
- 来年秋に保険証を廃止するに当たり、まずは、緊急的な対応として、全保険者による登録済みデータの点検作業を進めてきたところであるが、概ね作業を終えたことから、今後、①のカテゴリーの方について速やかに未登録の解消を図っていく。

今後の対応

被用者保険、国保組合の全保険者に対し、速やかに以下の取組みを行うよう要請。

- マイナ保険証を利用する国民目線に立って、速やかに対応するため、**来月から順次、未登録者に向けて、データが未登録であることをお知らせし、11月末までを目途に、未登録者からマイナンバー等を提出いただき登録作業を行う。**
- ※ 併せて、マイナポータルを確認することにより、自身のデータがシステムへ登録されているか、保険証利用登録が完了しているかを確認することができること等について、厚生労働省や保険者のホームページ等で周知
- ※ マイナンバー等の提出にご協力いただけない場合は、資格確認書で対応

1. 新規の誤り事案の発生を防止

(1) 新規登録データの正確性確保

- 資格取得の届出における被保険者の個人番号等の記載義務を法令上明確化【省令改正:6/1施行】
- やむを得ず保険者がJ-LIS照会して加入者の個人番号を取得する場合には、必ず5情報（漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所）により照会を行うこと明確化【通知改正:6/1施行】

(2) 新規登録データの全件チェック

- 新規登録時に全件J-LIS照会を実施【システム改修を行い、来年度から実施予定】

2. 登録済みデータの点検

(3) 全保険者による点検

- 全保険者に対し、漢字氏名や住所を確認せずに、3情報一致により個人番号を取得するなど、加入者のデータ登録等を行う際の**本来の事務処理要領と異なる方法**で行ったことはなかったか**点検を要請**。該当する加入者情報がある場合には、J-LIS照会による5情報の一致等の確認を行うこととし、**6月末までに作業状況の報告を、7月末までに作業結果の報告を**求める。

(4) 登録済みデータ全体のチェック

- 医療情報という特性も踏まえ、入念的に、(3)の点検対象外のものも含めた**登録済みデータ全体についてJ-LIS照会による確認を実施**。

全件チェックの概要

- J-LIS照会により取得した「生年月日、性別、カナ氏名・漢字氏名、住所」と医療保険のデータ（中間サーバ内のデータ）を突合。
- 被用者保険では、住民基本台帳上の情報によることを要件とせず、本人からの届出に基づいて加入者の登録を行っており、同一人物であっても、住民基本台帳上の情報との不一致が生じる場合がある。
- 不一致の内容に応じて、資格情報や医療情報の閲覧を一時的に停止。**保険者や事業主において既に確認済のものその他確認可能なものは点検した上で、必要に応じ、ご本人に確認**を求める。本人の情報であることが確認できた場合に、閲覧停止を解除。

医療保険のデータ (中間サーバ)

※登録内容のイメージ

個人番号	漢字氏名	カナ氏名	生年月日	性別	住所
*1111	厚労太郎	コウロウ タロウ	2001/01/06	男	東京都千代田区霞が関・・・
*2222	渡辺次郎	ワタベ ジロウ	1995/04/06	男	東京都新宿区・・・ (居所登録)
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・

J-LIS (住基) のデータ

※登録内容のイメージ

個人番号	漢字氏名	カナ氏名	生年月日	性別	住所
*1111	厚労太郎	コウロウ タロウ	2001/01/06	男	東京都千代田区霞が関・・・
*2222	渡辺次郎	ワタベ ジロウ	1995/04/06	男	北海道札幌市西区・・・
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・

個人番号で照会し、
氏名等の情報を突合
【1.6億件】
(過去情報含む)

不一致データを
確認

◎ 不一致の状況に応じて、資格情報や医療情報の閲覧を一時的に停止

保険者・事業主チェック

必要に応じ
本人への確認

◎ 誤登録でないケースが大宗

名前：外国籍者の表記方法、外字例) リシユン (Li Shun、李駿)
吉田 (吉田)

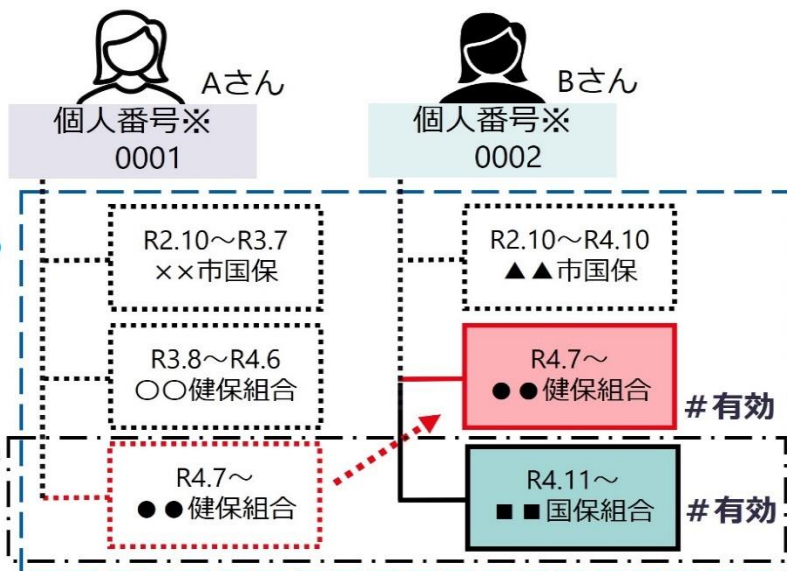
住所：居所登録、未登録、マンション・アパート名の表記

不一致事例の取扱い

- 現在加入している医療保険で登録されている情報について、J-LIS照会結果との不一致の内容を踏まえ、以下の①～③の場合、情報の閲覧を停止。

	生年月日	性別	カナ氏名	漢字氏名	住所	対応
①	どちらか×		-----			資格情報及び医療情報の閲覧を停止
②	○	○	両方×		○	医療情報の閲覧を停止
	○	○	どちらか×		×	
③	○	○	○	○	×	医療情報の閲覧を停止 (複数の有効な資格がある場合)

R4.7の●●健保組合への異動時に、
誤ってBさんの個人番号と登録
(資格重複事例)



※ 令和4年11月までに判明した事例のうち
(協会けんぽの自主点検で判明した事例除く)

- ・ 資格重複事例 (1つの個人番号に、複数の有効な資格情報が登録) が94%
- ・ 家庭内での取り違い等が6%

※ 過去情報について

- 過去情報の不一致について本人確認を求めることは、現・旧保険者の事務負担に加え、本人の転居等により他人に送付するリスク、過去の就業歴等が家族・同居人に知られる等のリスクが存在。
→ 不一致が生じている場合には、**医療情報の閲覧停止等を行う**。なお、マイナポータル上で、住民基本台帳データとの突合を踏まえた作業により、過去の医療情報等が掲載されていない場合があることを周知する。

今後のスケジュール

- 11月までに、J-LIS照会・突合を完了させ、不一致の内容を踏まえ情報の閲覧を停止。
その後、優先度に応じて段階的に、保険者・事業主で確認を行った上で、必要に応じ、本人確認を行っていく。

	令和5年				令和6年				
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月～
生年月日・性別不一致 (①)	J-LIS照会・突合			保険者・事業主での確認	必要に応じて本人確認				
氏名の不一致等 (②・③)	試行実施 (数万人規模)			保険者・事業主での確認	必要に応じて本人確認				
上記以外	情報閲覧停止					保険者・事業主での確認		資格情報のお知らせ等に併せて確認	

※ 全項目一致の場合には、令和6年5月以降に資格情報のお知らせ等で通知

参考資料



マイナンバーカードと健康保険証の一体化のメリット

① 本人の受診履歴に基づく質の高い医療を実現

- ・ マイナンバーカードによるオンライン資格確認では、患者自身の**直近の資格情報を確認**することができ、また、**本人の同意に基づき、過去の薬剤情報や特定健診情報等をその医療機関・薬局に提供**することができる
- ・ 患者にとっては、自身のこれまでの薬剤服用歴等を正確かつ網羅的に**医師等に説明する手間を省きつつ**、過去の健康・医療データに基づいたより適切な医療を受けることができる（**重複投薬・併用禁忌の防止**など）
- ・ 医療機関・薬局にとっては、患者から**問診票等で聞き取るよりも正確かつ効率的に**、患者の過去の薬剤情報、特定健診情報等を確認できるようになり、より**正確な情報に基づく適切な医療**を提供することができる

② 医療機関、保険者等における効率的な医療システムの実現

- ・ 従来の保険証では、医療機関・薬局や保険者にとっては、**手作業による事務負担や誤記リスク、なりすましによる受診などのリスク**が残る。一方、マイナンバーカードの機能により、顔認証等による**確実な本人確認と資格確認を同時に行うことができる**
- ・ 医療機関等にとっては、レセプトの返戻を回避し、スタッフの確認事務が減少するとともに、**未収金の減少**にも繋がる
- ・ 保険者にとっては、加入者全員に発行している保険証や申請に基づき発行する高額療養費の限度額認定証の**発行事務が減少**するほか、資格喪失後の保険証の使用等による**過誤請求に係る事務処理負担が減少**
- ・ 患者にとっては、限度額認定証等がなくても、高額療養費制度における**限度額を超える支払が確実に免除**

医療機関・薬局におけるオンライン資格確認の導入状況

(2023/8/27時点)

1. 保険医療機関・薬局全体

準備完了施設数

203,293施設 **(88.6%)** ,

運用開始施設数

190,918施設 **(83.2%)**

(参考) 全施設数 229,567施設

(注1) 顔認証付きカードリーダー申込数は210,198施設 (91.6%)

全施設数に対する割合

	準備完了施設数	運用開始施設数	(参考) 全施設数
病院	96.6%	92.3%	8,162
医科診療所	86.9%	79.8%	89,732
歯科診療所	84.1%	77.3%	69,998
薬局	95.0%	93.5%	61,675

2. 義務化対象施設 (令和4年度末時点施設)

準備完了施設数

199,448施設 **(94.8%)** ,

運用開始施設数

187,659施設 **(89.2%)**

(参考) 義務化対象施設数 210,335施設

(注2) 顔認証付きカードリーダー申込数は206,638施設 (98.2%)

(注3) 義務化対象施設に対する割合は、オンライン資格確認が義務化された令和5年4月1日時点までに

導入又は経過措置の届出が求められた医療機関・薬局 (支払基金へのレセプト請求ベース) を対象として算出。

義務化対象施設数に対する割合

	準備完了施設数	運用開始施設数	(参考) 全施設数
病院	97.2%	92.9%	8,079
医科診療所	93.4%	86.0%	82,010
歯科診療所	93.0%	85.7%	61,433
薬局	98.4%	96.9%	58,813

【参考：健康保険証の利用の登録】

66,608,469件 カード交付枚数に対する割合 **70.1%**

【参考：マイナンバーカード申請・交付状況】

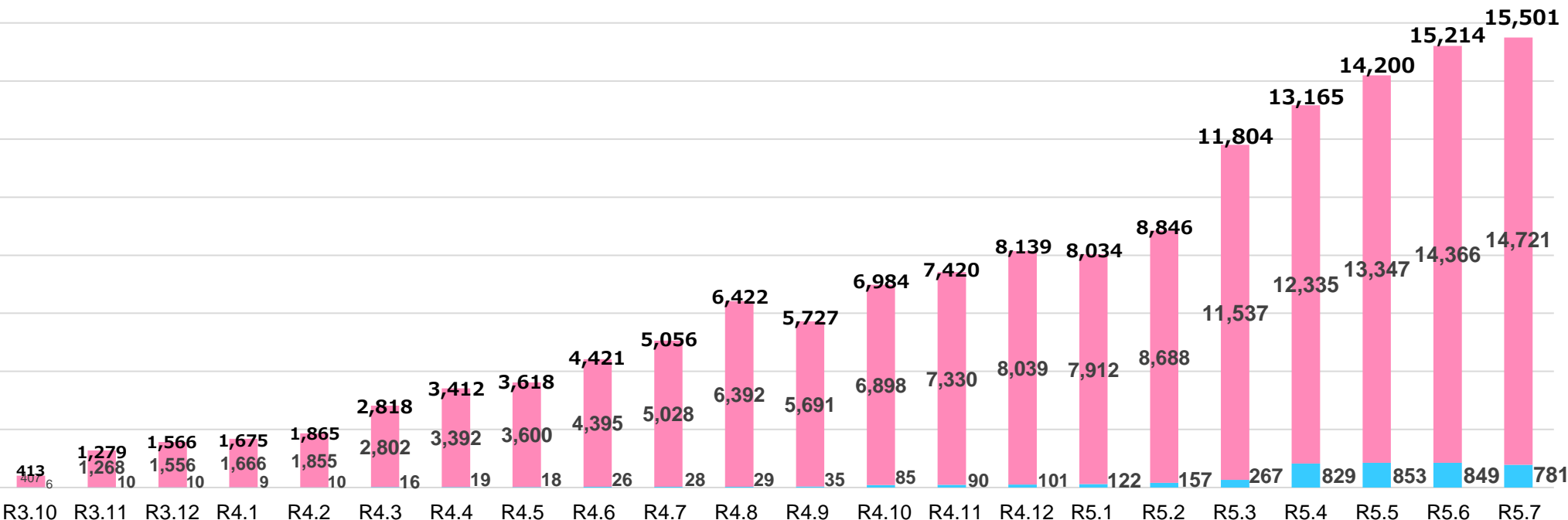
有効申請枚数： 約9,784万枚 (人口比：78.0%)
交付実施済数： 約9,497万枚 (人口比：75.7%)

オンライン資格確認の利用状況①

○ 本格運用開始から令和5年7月末までの期間で、オンライン資格確認等システムを活用した資格確認が約14.7億件行われた。そのうちマイナンバーカードによるもの：約4,400万件、保険証によるもの：約14.3億件であり、合計約14.7億件。（一括照会によるもの：約1.9億件）

■ 運用開始施設における資格確認の利用件数

■ マイナンバーカード（万件） ■ 保険証（万件）



【7月分の内訳】

	合計 (件)	マイナンバー カード (件)	保険証 (件)
病院	8,091,340	1,071,242	7,020,098
医科診療所	64,736,621	3,949,487	60,787,134
歯科診療所	11,003,006	1,225,347	9,777,659
薬局	71,183,860	1,560,237	69,623,623
総計	155,014,827	7,806,313	147,208,514

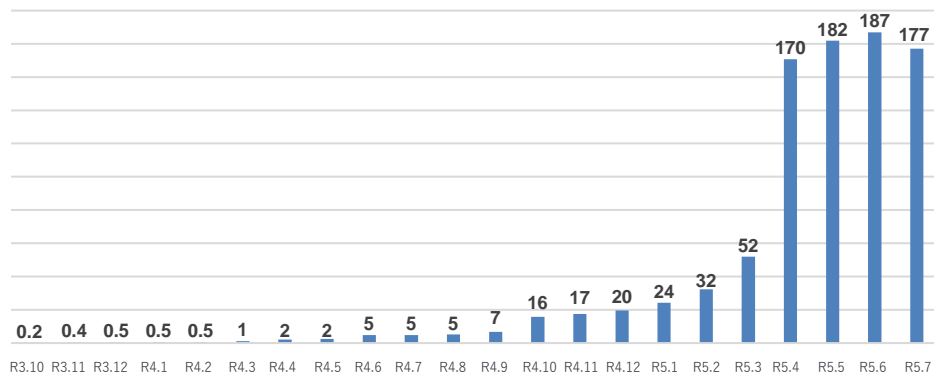
一括照会 (件)
13,419,186
1,337,276
3,978,865
48,650
18,783,977

※ 一括照会：医療機関等が事前に予約患者の保険資格が有効かどうか等、オンライン資格確認等システムに一括して照会すること

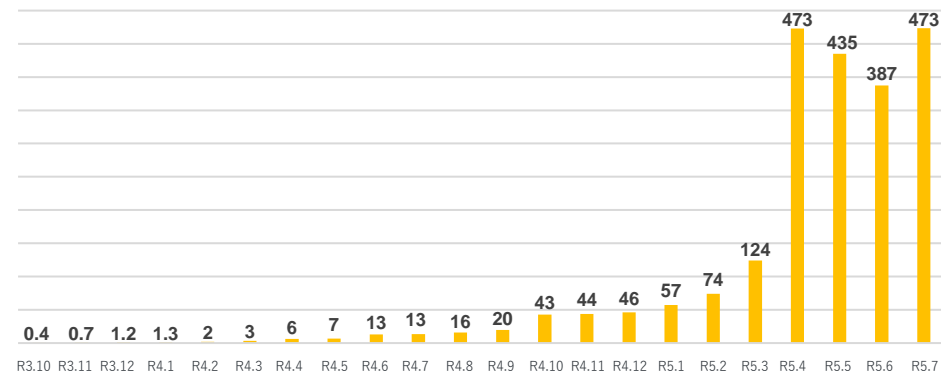
オンライン資格確認の利用状況②

■ 診療/薬剤・特定健診等情報閲覧の利用件数 ※ マイナンバーカードを持参した患者で特定健診等情報、薬剤情報の閲覧に同意し、医療機関・薬局が利用した件数

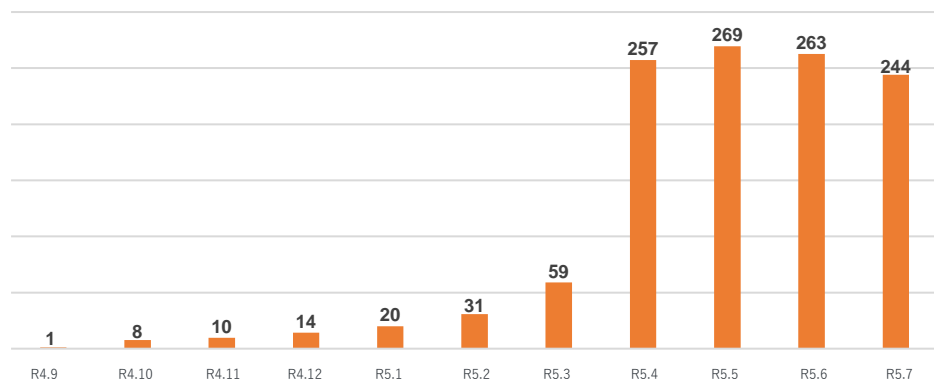
特定健診情報閲覧の利用件数（万件）



薬剤情報閲覧の利用件数（万件）



診療情報閲覧の利用件数（万件）



※ 令和5年7月分の薬剤情報の利用件数は、一部の薬歴管理用のソフトウェアについて、薬剤情報の閲覧時に、複数回のアクセスが発生する不具合が生じていたことから、現在精査中

【7月分の内訳】

	特定健診等情報（件）	薬剤情報（件）	診療情報（件）
病院	184,736	241,804	229,254
医科診療所	966,683	2,222,963	1,753,666
歯科診療所	171,663	281,868	48,739
薬局	448,455	1,985,907	408,169
総計	1,771,537	4,732,542	2,439,828

都道府県別の運用開始状況（施設類型別・8月27日時点）

	病院	医科診療所	歯科診療所	薬局
①	秋田 (100.0%)	山形 (90.1%)	宮崎 (90.4%)	島根 (97.6%)
②	新潟 (99.2%)	福井 (89.9%)	岩手 (90.4%)	宮崎 (96.7%)
③	岩手 (98.9%)	宮崎 (88.1%)	福井 (89.9%)	山口 (96.7%)
④	佐賀 (97.9%)	青森 (88.0%)	山形 (87.2%)	青森 (96.6%)
⑤	島根 (97.8%)	石川 (87.7%)	富山 (86.1%)	山形 (96.5%)

④3	大阪 (88.3%)	沖縄 (74.9%)	山梨 (74.6%)	栃木 (91.0%)
④4	埼玉 (88.3%)	愛媛 (74.6%)	神奈川 (73.6%)	奈良 (91.0%)
④5	高知 (86.6%)	京都 (73.6%)	千葉 (72.3%)	群馬 (90.7%)
④6	東京 (84.5%)	島根 (72.3%)	沖縄 (69.1%)	広島 (90.6%)
④7	神奈川 (84.4%)	東京 (71.2%)	東京 (68.6%)	沖縄 (90.1%)
合計	92.3%	79.8%	77.3%	93.5%

(参考) 都道府県別の状況一覧 (8月27日時点)

○ 厚生労働省ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html) で公表。毎週更新

県名	病院						医師診療所						歯科診療所						薬局						合計										
	機関数	カドリーグ- 申込機関数	申込率	本番接続 機関数	接続率	運用 機関数	参加率	機関数	カドリーグ- 申込機関数	申込率	本番接続 機関数	接続率	運用 機関数	参加率	機関数	カドリーグ- 申込機関数	申込率	本番接続 機関数	接続率	運用 機関数	参加率	機関数	カドリーグ- 申込機関数	申込率	本番接続 機関数	接続率	運用 機関数	参加率	機関数	カドリーグ- 申込機関数	申込率	本番接続 機関数	接続率	運用 機関数	参加率
北海道	538	531	98.7%	528	98.1%	501	93.1%	2,755	2,528	91.8%	2,408	87.4%	2,222	80.7%	2,877	2,590	90.0%	2,522	87.7%	2,391	83.1%	2,272	2,183	96.1%	2,190	96.4%	2,164	95.2%	8,442	7,832	92.8%	7,648	90.6%	7,278	86.2%
青森	92	90	97.8%	88	95.7%	88	95.7%	658	624	94.8%	609	92.6%	579	88.0%	525	461	87.8%	444	84.6%	443	84.4%	618	603	97.6%	601	97.2%	597	96.6%	1,893	1,778	93.9%	1,742	92.0%	1,707	90.2%
岩手	92	92	100.0%	92	100.0%	91	98.9%	675	637	94.4%	621	92.0%	590	87.4%	593	547	92.2%	537	90.6%	536	90.4%	632	603	95.4%	604	95.6%	600	94.9%	1,992	1,879	94.3%	1,854	93.1%	1,817	91.2%
宮城	135	133	98.5%	128	94.8%	123	91.1%	1,419	1,313	92.5%	1,284	90.5%	1,208	85.1%	1,083	990	91.4%	955	88.2%	923	85.2%	1,182	1,130	95.1%	1,136	95.6%	1,116	93.9%	3,825	3,569	93.3%	3,503	91.6%	3,370	88.1%
秋田	64	64	100.0%	64	100.0%	64	100.0%	607	545	89.8%	535	88.1%	498	82.0%	440	398	90.5%	385	87.5%	370	84.1%	525	510	97.1%	509	97.0%	504	96.0%	1,636	1,517	92.7%	1,493	91.3%	1,436	87.8%
山形	67	67	100.0%	67	100.0%	65	97.0%	709	674	95.1%	654	92.2%	639	90.1%	484	448	92.6%	435	89.9%	422	87.2%	595	580	97.5%	579	97.3%	574	96.5%	1,855	1,769	95.4%	1,735	93.5%	1,700	91.6%
福島	128	122	95.3%	121	94.5%	118	92.2%	1,095	989	90.3%	967	88.3%	916	83.7%	877	799	91.1%	773	88.1%	752	85.7%	890	860	96.6%	853	95.8%	841	94.5%	2,990	2,720	92.6%	2,714	90.8%	2,627	87.9%
茨城	173	171	98.8%	163	94.2%	160	92.5%	1,440	1,295	89.9%	1,243	86.3%	1,160	80.6%	1,449	1,281	88.4%	1,230	84.9%	1,137	78.5%	1,337	1,273	95.2%	1,268	94.8%	1,250	93.5%	4,399	4,020	91.4%	3,904	88.7%	3,707	84.3%
栃木	108	107	99.1%	103	95.4%	98	90.7%	1,187	1,104	93.0%	1,054	88.8%	959	80.8%	989	873	88.3%	847	85.6%	799	80.8%	933	875	93.8%	866	92.8%	849	91.0%	3,217	2,959	92.0%	2,870	89.2%	2,705	84.1%
群馬	128	126	98.4%	124	96.9%	120	93.8%	1,307	1,232	94.3%	1,197	91.6%	1,121	85.8%	1,016	911	89.7%	883	86.9%	816	80.3%	979	905	92.4%	898	91.7%	888	90.7%	3,430	3,174	92.5%	3,102	90.4%	2,945	85.9%
埼玉	342	337	98.5%	321	93.9%	302	88.3%	3,901	3,546	90.9%	3,382	86.7%	3,034	77.8%	3,663	3,230	88.2%	3,071	83.8%	2,810	76.7%	3,153	2,961	93.9%	2,957	93.2%	2,899	91.9%	11,059	10,074	91.1%	9,731	88.0%	9,045	81.8%
千葉	289	289	100.0%	280	96.9%	261	90.3%	3,358	3,024	90.1%	2,874	85.6%	2,574	76.7%	3,366	2,867	85.2%	2,690	80.4%	2,418	72.3%	3,215	2,471	94.5%	2,489	95.2%	2,452	93.8%	9,608	8,651	90.0%	8,333	86.7%	7,705	80.2%
東京	637	617	96.9%	590	92.6%	538	84.5%	12,824	11,200	87.3%	10,467	81.6%	9,137	71.2%	10,807	9,114	84.3%	8,522	78.9%	7,414	68.6%	6,953	6,566	94.4%	6,608	95.0%	6,432	92.5%	31,221	27,497	88.1%	26,187	83.9%	23,521	75.3%
神奈川	340	330	97.1%	316	92.9%	287	84.4%	6,453	5,808	90.0%	5,577	86.4%	4,948	76.7%	5,083	4,428	87.1%	4,236	83.3%	3,739	73.6%	4,109	3,900	94.9%	3,928	95.6%	3,831	93.2%	15,985	14,466	90.5%	14,057	87.9%	12,805	80.1%
新潟	119	118	99.2%	119	100.0%	118	99.2%	1,252	1,157	92.4%	1,131	90.3%	1,082	86.4%	1,180	1,055	89.4%	995	84.3%	951	80.3%	1,158	1,103	95.3%	1,106	95.5%	1,098	94.8%	3,709	3,433	92.6%	3,351	90.3%	3,249	87.6%
富山	106	105	99.1%	102	96.2%	98	92.5%	616	562	91.2%	552	89.6%	529	85.9%	460	424	92.2%	403	87.6%	396	86.1%	518	493	95.2%	488	94.2%	482	93.1%	1,700	1,584	93.2%	1,545	90.9%	1,505	88.5%
石川	89	88	98.9%	88	98.9%	86	96.6%	717	674	94.0%	663	92.5%	629	87.7%	496	443	89.3%	428	86.3%	416	83.9%	559	537	96.1%	531	95.0%	523	93.6%	1,861	1,742	93.6%	1,710	91.9%	1,654	88.9%
福井	67	67	100.0%	67	100.0%	65	97.0%	447	425	95.1%	411	91.9%	402	89.9%	308	294	95.5%	284	92.2%	277	89.9%	318	301	94.7%	296	93.1%	290	91.2%	1,140	1,087	95.4%	1,058	92.8%	1,034	90.7%
山梨	60	59	98.3%	57	95.0%	56	93.3%	566	529	93.5%	512	90.5%	479	84.6%	448	397	88.6%	364	81.3%	334	74.6%	460	447	97.2%	442	96.1%	427	92.8%	1,534	1,432	93.4%	1,375	89.6%	1,296	84.5%
長野	123	122	99.2%	120	97.6%	118	95.9%	1,302	1,208	92.8%	1,161	89.2%	1,110	85.3%	1,048	936	89.3%	883	84.3%	822	78.4%	1,006	974	96.8%	960	95.4%	947	94.1%	3,479	3,240	93.1%	3,124	89.8%	2,997	86.1%
岐阜	96	95	99.0%	95	99.0%	92	95.8%	1,332	1,227	92.1%	1,166	87.5%	1,101	82.7%	991	899	90.7%	865	87.3%	820	82.7%	1,041	983	94.4%	971	93.3%	953	91.5%	3,460	3,204	92.6%	3,097	89.5%	2,966	85.7%
静岡	170	167	98.2%	163	95.9%	158	92.9%	2,298	2,156	93.8%	2,072	90.2%	1,958	85.2%	1,770	1,623	91.7%	1,509	85.3%	1,399	79.0%	1,878	1,795	95.6%	1,813	96.5%	1,616	5,741	93.9%	5,557	90.9%	5,308	86.8%		
愛知	316	312	98.7%	307	97.2%	301	95.3%	4,827	4,497	93.2%	4,338	89.9%	4,058	84.1%	3,802	3,423	91.5%	3,265	85.9%	2,957	77.8%	3,563	3,401	95.5%	3,360	94.3%	12,508	11,651	93.1%	11,317	90.5%	10,676	85.4%		
三重	93	93	100.0%	93	100.0%	90	96.8%	1,258	1,158	92.1%	1,117	88.8%	1,061	84.3%	832	751	90.3%	696	83.7%	647	77.8%	862	826	95.8%	821	95.2%	814	94.4%	3,045	2,828	92.9%	2,727	89.6%	2,612	85.8%
滋賀	58	57	98.3%	57	98.3%	53	91.4%	930	852	91.6%	818	88.0%	730	78.5%	593	541	91.2%	516	87.0%	474	79.9%	658	627	95.3%	620	95.7%	623	94.7%	2,239	2,077	92.8%	2,021	90.3%	1,880	84.0%
京都	164	159	97.0%	157	95.7%	154	93.9%	2,257	1,960	86.8%	1,878	83.2%	1,662	73.6%	1,329	1,205	90.7%	1,161	87.4%	1,079	81.2%	1,154	1,064	92.2%	1,069	92.6%	1,056	91.5%	4,904	4,388	89.5%	4,265	87.0%	3,951	80.6%
大阪	505	501	99.2%	482	95.4%	446	88.3%	8,182	7,450	91.1%	7,088	86.6%	6,512	79.6%	5,611	4,887	87.1%	4,626	82.4%	4,195	74.8%	4,534	4,252	93.8%	4,281	94.4%	4,217	93.0%	18,832	17,090	90.7%	16,477	87.5%	15,370	81.6%
兵庫	345	343	99.4%	337	97.7%	324	93.9%	4,717	4,471	94.8%	4,171	87.5%	3,756	79.6%	3,035	2,711	89.3%	2,565	84.5%	2,354	77.6%	2,823	2,619	92.8%	2,640	93.5%	2,615	92.6%	10,920	9,966	91.3%	9,592	87.8%	9,049	82.9%
奈良	76	74	97.4%	74	97.4%	72	94.7%	1,069	981	91.8%	943	88.2%	880	82.3%	708	623	88.0%	589	83.2%	549	77.5%	564	525	93.1%	519	92.0%	513	91.0%	2,417	2,203	91.1%	2,125	87.9%	2,014	83.3%
和歌山	83	83	100.0%	83	100.0%	77	92.8%	903	826	91.5%	789	87.4%	735	81.4%	544	466	85.7%	444	81.6%	415	76.3%	469	454	96.8%	455	97.0%	447	95.3%	1,999	1,829	91.5%	1,771	88.6%	1,674	83.7%
鳥取	43	43	100.0%	42	97.7%	41	95.3%	411	384	93.4%	360	87.6%	325	79.1%	272	243	89.3%	240	88.2%	232	85.3%	276	258	93.5%	268	97.1%	257	93.1%	1,002	928	92.6%	910	90.8%	855	85.3%
島根	46	45	97.8%	46	100.0%	45	97.8%	555	491	88.5%	440	79.3%	401	72.3%	274	251	91.6%	231	84.3%	232	84.7%	338	333	98.5%	333	98.5%	330	97.6%	1,213	1,120	92.3%	1,050	86.6%	1,008	83.1%
岡山	158	158	100.0%	149	94.3%	141	89.2%	1,291	1,206	93.4%	1,145	88.7%	1,068	82.7%	1,050	915	87.1%	878	83.6%	830	79.0%	820	770	93.9%	791	96.5%	786	95.9%	3,319	3,049	91.9%	2,963	89.3%	2,825	85.1%
広島	231	229	99.1%	227	98.3%	216	93.5%	2,215	2,033	91.8%	1,938	87.5%	1,833	82.8%	1,565	1,394	89.1%	1,329	84.9%	1,259	80.4%	1,559	1,452	93.1%	1,442	92.5%	1,413	90.6%	5,700	5,108	91.7%	4,936	86.6%	4,721	84.8%
山口	139	139	100.0%	136	97.8%	131	94.2%	1,002	921	91.9%	873	87.1%	821	81.0%	679	603	88.8%	550	81.0%	512	75.4%	760	737	97.0%	737	97.0%	735	96.7%	2,580	2,400	93.0%	2,296	89.0%	2,199	85.2%
徳島	105	104	99.0%	103	98.1%	101	96.2%	583	526	90.2%	499	85.6%	463	79.4%	438	393	89.7%	371	84.7%	335	76.5%	386	365	94.6%	362	93.8%	357	92.5%	1,512	1,388	91.8%	1,335	88.3%	1,256	83.1%
香川	87	86	98.9%	84	96.6%	81	93.1%	690	649	94.1%	604																								